（その１）

収　支　報　告　書

令和　　7 年分

※該当箇所に☑すること

（　　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　ぜんこくびょうじほいくれんめい

1 政治団体の名称　全国病児保育連盟

2 主たる事務所の所在地　熊本市西区野中２丁目１２番２６号

3 代表者の氏名　大川　洋二

4 会計責任者の氏名　稲見　誠

事務担当者の氏名　永野　和子

（電話）　096-352-5837

（電話）

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

受付
8.7.13
収支公開室
第　号

1770

312780

受付
8.6.29
熊本県選挙管理委員会

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億											
収　入　総　額							6	2	5	8	6	8
（前年からの繰越額）							4	3	5	2	7	3
（本年の収入額）							1	9	0	5	9	5
支　出　総　額							1	0	6	6	3	0
翌年への繰越額							5	1	9	2	3	8

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億											
金　額							1	9	0	0	0	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）												1 9 0人

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附					
（うち特定寄附）					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附					
(ｳ) 政治団体からの寄附					
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ　政党匿名寄附					
合計　（ア ＋ イ）					

（その６）

(6) その他の収入														
摘　　要	金　　額													備　　考
			十億			百万			千			円		
この頁の小計														
1件10万円未満のもの											5	9	5	
合　　計											5	9	5	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額												備考
			十億			百万			千			0	
1 経常経費													
(1) 人件費								2	0	0	0	0	
(2) 光熱水費												0	
(3) 備品・消耗品費								7	8	9	3	0	
(4) 事務所費									7	7	0	0	
小計							1	0	6	6	3	0	
2 政治活動費													
(1) 組織活動費													
(2) 選挙関係費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費													ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費													
イ 宣伝事業費													
ウ 政治資金パーティー開催事業費													
エ その他の事業費													
(4) 調査研究費													
(5) 寄附・交付金													
(6) その他の経費													
小計												0	
合計							1	0	6	6	3	0	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　1　月　10　日

政治団体の名称　全国病児保育連盟

会計責任者の氏名　稲見　誠

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

（注）　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。